

令和8年度岩手県グリーン購入調達方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条第1項及び岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月26日制定）第5に基づき、令和8年度における特定調達品目の調達目標を次のとおり定める。

なお、特定調達品目以外の物品を調達する場合は、岩手県再生資源利用認定製品の優先利用に関する基本方針（平成17年4月1日施行）に基づき、循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第10条第1項の規定に基づき認定された再生資源利用認定製品の調達にできる限り努めるものとする。

1 調達目標

100%とする（公共工事を除く。）。

2 目標の設定方法

各品目の当該年度の調達総量に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

3 留意事項

(1) 公共工事について

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の設定方法については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

(2) その他

各品目の調達総量には、リース・レンタル契約を含むものとする。

なお、生ゴミ処理機については、食堂運営受託者による導入も含めるものとする。